第二款　自主的な保安

（保安規程）

第二十五条　法第六十九条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一　試掘場（法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場をいう。以下同じ。）における保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　作業監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三　試掘に従事する者に対する保安教育に関すること。

四　第二十三条各項に規定する試掘者が講ずべき措置について、それを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項に関すること。

五　現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容に関すること。

六　保安を確保するための措置の評価の方法に関することであって次に掲げるもの

イ　現況調査を実施する体制に関すること。

ロ　措置の実施状況を確認する体制及びその時期に関すること。

ハ　措置の内容を評価する体制及びその時期に関すること。

ニ　措置の実施状況の確認結果又は措置の内容の評価結果の記録に関する事項に関すること。

七　前号に規定する評価の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関すること。

八　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。

九　試掘場における保安についての記録（第六号ニに規定するものを除く。）に関すること。

十　その他試掘場における保安に関し必要な事項に関すること。

（保安規程の届出）

第二十六条　法第六十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書に、保安規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第六十九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書に、保安規程及び変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（作業監督者の選任）

第二十七条　法第七十一条第一項の規定による作業監督者の選任は、次の表の上欄に定める作業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を有する者のうちから行うものとする。

作業の区分	作業監督者の要件
一　掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、試掘場又は石油鉱山（鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第一条第二項第二号に規定する石油鉱山をいう。次号において同じ。）その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの 二　前号に掲げる者のほか、試掘場又は石油鉱山その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して五年以上従事した者
二　火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業	一　一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二　一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

２　試掘者は、前項の表の上欄の各号に定める作業（火薬類を存置（火薬類の受渡し場所又は使用場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）をする作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると産業保安監督部長が認めた者から選任することができる。

（作業監督者の選解任の届出）

第二十八条　法第七十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（現況調査の時期）

第二十九条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　試掘の許可の有効期間が満了しようとするとき。

二　試掘者が法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の認可を受けて試掘の事業を休止しようとするとき。

三　試掘者が法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の認可を受けて休止した試掘の事業を再開しようとするとき。

四　試掘者が法第六十条第一項の規定による試掘実施計画の変更をしようとするとき。

五　試掘者が法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとするとき。

（現況調査の項目）

第三十条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　掘削箇所及びその周辺の地質状況

二　試掘場周辺の状況

三　第二十三条各項に規定する試掘者が講ずべき措置に係る事項（貯留等工作物に係る調査にあっては、それらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、試掘場における保安を害する事項

２　法第七十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第一項の規定による報告に係る災害の原因

二　前号の災害とその原因との関係

三　第一号の災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価

（現況調査の結果の記録）

第三十一条　法第七十四条第一項から第三項までの規定による調査の結果の記録は、十年間保存するものとする。

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第三十二条　法第七十五条第一項の経済産業省令で定める貯留等工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

２　法第七十五条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

３　法第七十五条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事計画の届出）

第三十三条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十四による届出書に、次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　貯留等工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類